令和8年 11月号
協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ 東京支部からのお知らせ
協会けんぽ Times
必見最新情報 健康な毎日をサポートします
職場の皆様で回覧をお願いします
スマホからも閲覧OK!
毎月20日頃更新中!

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に毎年、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「被扶養者資格の再確認」を実施しています。(健康保険法施行規則第50条)

被扶養者資格の再確認は、保険給付の適正化を通じて、加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

概要とスケジュール

●被扶養者資格再確認について

「被扶養者状況リスト」を事業所へ送付いたします。
「被扶養者状況リスト」に記載されている被扶養者一人ひとりについて、被扶養者としての認定要件を満たしているかご確認いただき、その確認結果をリストにご記入のうえ、ご提出ください。

●確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者
①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は150万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く)
※確認対象となる被扶養者がいない事業所には、リストは送付いたしません。

●送付する書類

被扶養者状況リスト、説明用リーフレット、被扶養者調書兼異動届(削除用)、電子申請利用促進チラシ、返信用封筒

●送付時期

令和8年10月下旬から順次送付

●提出期限

令和8年12月11日(金)

詳細はこちら

令和7年度 被扶養者資格再確認の結果

・被扶養者の解除となった方:約18.8万人
・被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額:約6億円

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの納付金等(加入者の皆様が納められた保険料)により賄われています。扶養を解除されるはずの方が、届出をせず、被扶養者のままになっている場合、その方の分についても納付金等の額に反映され、協会けんぽが負担する納付金の額が過大に算出されることになります。被扶養者資格の再確認にご協力いただきますようお願いいたします。

「もしも」と「いつも」に安心を。協会けんぽ 全国健康保険協会 東京支部

登録費
年会費
無料

健康保険委員を募集しています!

協会けんぽ東京支部では、健康保険に関する情報発信等、事業所の皆様と協会けんぽ東京支部をつなぐ橋渡し役としてご協力いただける被保険者（ご本人様）を「健康保険委員」として募集しています。
協会けんぽ東京支部からのお知らせがあった場合は、従業員の皆様へ回覧をする等、日々の業務に支障がない範囲で活動していただきます。

登録特典（無料）

①健康保険委員限定研修会※にご招待
健康保険事務や健康づくりに関する研修会にご招待します。

②季刊誌「支部ツウシントーキョー」をお届け
健康づくり等に役立つ情報をお届けします。

③スポーツクラブのご優待
スポーツクラブの施設利用料の割引が受けられます。
被保険者（ご本人様）だけでなく、被扶養者（ご家族様）も割引対象です。

詳細はこちら

④コミュニケーションサイトの利用
イベントの開催案内等、最新情報をお届けします。

登録方法

Webからの申込み
専用サイトからお申込みできます。必要事項を入力し、お申込みください。

申込はこちら

健康保険委員は、事業所内で複数名ご登録いただけます。
事業主様や健康保険事務のご担当者様等、様々な方がご登録されています。

この機会にぜひご登録をお願いします!

※今年度の研修会は、令和9年2月に実施を予定しております。
詳細が決まりましたら、協会けんぽ東京支部ホームページ等でお知らせいたしますので、ご確認ください。

健康リテラシーを身につけよう

健康や医療に関する情報は、身近にたくさんあります。だからこそ、正しい情報を選び、自分の健康づくりに活かすことが大切です。
健康リテラシーを高めるポイントを確認してみましょう。

健康リテラシーとは
「健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力」のことです。自分の身体について考え、沢山の健康情報の中から適切な情報を見極めて理解し、活用する。この力を向上させることが、病気の予防や健康寿命の延伸につながります。

加入者の皆様に意識してもらいたい3つのポイント

①信頼できる情報を選ぶ
厚生労働省、医師会、協会けんぽ等信頼できる情報源を活用しましょう。

②わからないことは専門家に相談する
判断に迷う時は医師、歯科医師、薬剤師及び保健師等に相談しましょう。

③行動につなげる
健診の受診だけでなく、健診結果の確認や必要に応じた医療機関への受診、健康サポート（特定保健指導）を利用しましょう。

健康リテラシーの向上は、組織全体の活力や持続的な成長を支える基盤になります。
職場全体で健康づくりを推進し、誰もが安心して働ける環境づくりを進めましょう。



発行元
協会けんぽ 全国健康保険協会 東京支部
「もしも」と「いつも」に安心を。
〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111（代表）

協会けんぽ東京支部
LINE公式アカウント 友だち募集中!
友だち追加方法
・右の二次元コードから読み取り
・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
・ID「@kenpo_tokyo」で検索